「戦争する国」「企業が活動しやすい国」づくりをすすめる

安倍政権の暴走にストップを

集団的自衛権行使は戦争への道

安倍政権は、2013年12月、国民の反対を押し切って目・耳・口をふさぐ特定秘密保護法を強行成立させました。そして、2014年7月1日には、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を強行し、秋以降、日米ガイドラインの再改定、2015年の通常国会では、一括関連法の成立を狙っています。これらは、憲法9条の「戦争放棄」「戦力の不保持」「国の交戦権否認」を180度転換し、「アメリカとともに戦争する国づくり」をねらっているのです。

憲法解釈の大転換を国民の議論も回避し、一内閣の閣議決定で強行するなど民主主義の否定であり、憲法に基づく政治を求める立憲主義をも否定するものであり認めることはできません。戦後、歴代自民党政権でさえ「憲法違反である」と禁止してきた集団的自衛権行使を容認した閣議決定は撤回しかありません。

戦争する国では、くらし・権利が脅かされる

戦争する国をつくるために、戦争に参加する若者を育てようと、安倍政権は「教育改革」を急ピッチですすめています。教育を時の政権の支配下におき、戦争を「正しい」と教える教科書や、「道徳」の教科化で愛国心を子どもに押しつけようとしています。

国民から基本的人権を奪い、くらしを犠牲にして戦争につきすすんだ歴史をくりかえしてはなりません。

憲法を守り、生かしてくらし・雇用の安定を

正規から非正規への置き換えが進み、賃金は10数年下がり続け、格差と貧困は拡大し続けています。また、年金給付の削減など社会保障の改悪で安心して暮らせない実態が広がっています。さらに、安倍政権は「企業が世界で一番活動しやすい国」づくりをねらい、「残業代ゼロ法案」＝過労死促進法案を準備し、働くルールを破壊しようとしています。生存権（人間らしく生きる権利）を守るために、憲法をいかし、働くルールを確立しましょう。

輝け日本国憲法

9条 戦争の放棄
紛争は話し合いで解決を

25条 生存権、国の生存権保障義務
人間らしく生きる権利

27条 労働の権利・義務、労働条件の基準
働く権利と保障をうたう

ZENROREN 全労連
〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4
TEL(03)5842-5611　FAX(03)5842-5620
http://www.zenroren.gr.jp

憲法を守り、いかすよう求める請願

「かがやけ憲法」国会請願署名

衆議院議長 様　　　　201　年　月　日
参議院議長 様

【請願趣旨】

平和のうちに、人間らしく生き、働くことは、国民共通の願いです。日本国憲法は、その願いを明文にした「国民からの政府への命令書」です。

その命令書を書きかえる「改憲」の動きが急です。
2012年4月の自由民主党「日本国憲法改正草案」はその象徴的なものです。そこでは、憲法前文の全面的な書き換えで「不戦の誓い」とすべての基本的人権の基礎である「平和的生存権」という日本国憲法の原点を消し去っています。そして、戦力の不保持を宣言した憲法第9条2項の削除、表現の自由などの基本的人権の「公の秩序」を理由にした制限、改憲手続きの緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容です。

日本国憲法は制定から約70年、国民の様々な運動で、国民主権、基本的人権の実現、恒久平和の追求という基本理念を守り、発展させてきた歴史があります。
一方で憲法をないがしろにした政治を進めた結果、年収200万円以下のワーキングプアが1000万人をこえ、雇用劣化・国民の貧困化が深刻になっています。

私たちは、憲法をもっと積極的にいかし、発展させ、国民が主人公の日本、平和のうちに人間らしく生き働ける日本を実現していくことが今こそ必要だと考えます。
その立場から、以下の事項を請願し、その実現を求めます。

【請願項目】

○憲法を守り、日本を戦争できる国にしないでください。
○憲法をいかし、格差と貧困を解消し、雇用とくらしを改善してください。

氏　名	住　所

取り扱い団体：**全国労働組合総連合**